(一) 登録年月日
令和八年八月六日
(二) 登録番号
52
(三) 登録基幹技能者講習事務を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
一般社団法人鉄骨建設業協会
（代表者　川田　忠裕）
東京都千代田区岩本町一丁目三番三号
プロスパービル二階
(四) 登録基幹技能者講習事務を行う事務所の名称及び所在地
一般社団法人鉄骨建設業協会
東京都千代田区岩本町一丁目三番三号
プロスパービル二階
(五) 登録基幹技能者講習事務を開始する年月日
令和八年八月六日
(六) 登録基幹技能者講習の種目
登録鉄骨基幹技能者

**○国土交通省告示第千九十七号**

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

| 免許番号 | 氏名 | 本籍の都道府県名 | 免許年月日 | 水先区の名称 |
|---|---|---|---|---|
| 第二五一八号 | 宇野　克海 | 神奈川県 | 令和八年八月十三日 | 鹿島水先区 |

**○近畿地方整備局告示第百十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十八日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十四号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 大和郡山市下三橋町一六六番六から同市下三橋町一六七番一まで | 前 | 四三・九九～四四・六二メートル |
| | 後 | 四三・九九～四四・六二メートル |

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

**○近畿地方整備局告示第百十一号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十八日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二十四号 | 大和郡山市下三橋町九三一番一から同市下三橋町二五六番一まで | 近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所 |

供用開始の期日　令和八年八月二十八日

# 人事異動

## 内閣

国務大臣　城内　実
デジタル大臣松本尚海外出張不在中デジタル大臣事務代理を命ずる
同　城内　実
内閣府特命担当大臣松本尚海外出張不在中内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障）事務代理を命ずる（以上八月二十五日）

## 宮内庁

皇嗣職宮務官長　小山　永樹
皇嗣職大夫吉田尚正帰国につき皇嗣職大夫事務代理を免ずる（八月二十六日）

## 最高裁判所

千葉家庭裁判所判事・千葉簡易裁判所判事　松村　徹
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　小森田恵樹
千葉家庭裁判所判事に補する
千葉家庭裁判所長を命ずる
千葉簡易裁判所判事に補する
高松家庭裁判所判事・高松簡易裁判所判事　野原　俊郎
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
東京家庭裁判所判事・東京簡易裁判所判事　西野　吾一
高松家庭裁判所判事に補する
高松家庭裁判所長を命ずる
高松簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　矢野　直邦
東京家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　大野　洋
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上八月十七日）
札幌高等裁判所判事・札幌簡易裁判所判事　小河原　寧
静岡家庭裁判所判事に補する
静岡家庭裁判所長を命ずる
静岡簡易裁判所判事に補する
前橋地方裁判所判事兼前橋家庭裁判所判事・高崎簡易裁判所判事　本田　晃
札幌高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
札幌簡易裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　齊藤　顕
前橋地方裁判所判事に補する
前橋地方裁判所高崎支部勤務を命ずる
前橋地方裁判所高崎支部長を命ずる
兼ねて前橋家庭裁判所判事に補する
前橋家庭裁判所高崎支部勤務を命ずる
前橋家庭裁判所高崎支部長を命ずる
高崎簡易裁判所判事に補する
高崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上八月二十日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事宮坂昌利は八月十六日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
判事兼簡易裁判所判事佐藤正信は八月十九日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

# 皇室事項

**御祝電**

天皇陛下は、モルドバの独立記念日につき、八月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。